平成２８年（フ）第４４９２号
大阪市福島区大開２丁目12番12号
破産者　株式会社ＬｏＧＧｉａ
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５０号
大阪市中央区北浜３－２－25
破産者　株式会社バランスド・ヒューマン
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５１号
大阪府茨木市大住町８番19号
破産者　Ｋ．Ｉプランニング株式会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２８５号
大阪市東成区東中本２丁目６番21号
破産者　カタノ株式会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４号
大阪市西区西本町２丁目５番19号
破産者　有末株式会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９２号
大阪市西区立売堀１丁目10―10―702
破産者　株式会社クルール
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９３号
大阪市西区阿波座１丁目９番21号
破産者　有限会社ｍｏｕ　ｌａｃｏｔｏｎ
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６１号
大阪府寝屋川市宝町４番10号
破産者　友和産業株式会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１４号
大阪府豊中市東豊中町５丁目11番20―305号
破産者　株式会社ディライト
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４７４号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目５番２―815号
破産者　株式会社ＨＲＳ
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１４号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1697番地
破産者　株式会社丸徳工業
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６０号
和歌山県海南市岡田520番地の４
破産者　有限会社いどシール
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６０９号
北九州市門司区上馬寄３丁目10番30号
破産者　株式会社ＴＯＧ
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１１号
北九州市小倉北区下富野４丁目10番30号（英彦山荘１Ｆ５号）
破産者　高本　和子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７０号
沖縄県那覇市首里平良町１丁目29番地８　ライオンズマンション首里406
破産者　株式会社うかじ
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１号
愛知県稲沢市長野１丁目14番17号
破産者　有限会社寿司割烹まるみ
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９７号
三重県桑名市中山町113番地３
破産者　インテリアカトーこと　加藤　　智
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
三重県桑名市大字東方2832番地　コンフォート桑名202号、開始決定時の住所三重県桑名市大字蓮花寺611番地113
破産者　金原　裕二
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
三重県四日市市伊坂台３丁目55番地
破産者　寺木　康子
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
三重県四日市市芝田１丁目９番18号　リブレットⅡ―102
破産者　中村　拓磨
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
宮崎市大島町南窪869番地９、登記記録上の住所宮崎市大島町南窪901番地
破産者　有限会社増田工業
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目４番32号
破産者　有限会社うえはら
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係